

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2026

月刊

中小企業レポート

5

No.594

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

令和8年度長野県中小企業融資制度について



けんしんBANK フリーローン

プレミアムワイド

お使いみち自由! おまとめOK!

【リリース記念特別金利キャンペーン】
2026年3月2日(月)～5月29日(金)

キャンペーン金利

年 **1.95%**～

[変動金利・保証料込]

通常金利年2.15%(変動金利・保証料込)～

ご融資金額

最高 **1,000**万円まで

【商品概要】■ご融資金額／10万円以上1,000万円以下(1万円単位)※主婦の方は50万円以下■ご融資期間／6か月以上15年以内■ご利用いただける方／●お申込時満20歳以上で完済時満80歳以下の個人の方●安定・継続した収入のある方※パート、アルバイト、年金受給者、主婦(安定した世帯収入のある方)もお申込みいただけます。●株式会社ドコモ・ファイナンスの保証が受けられる方■お使いみち／自由■ご融資利率／年2.15%～8.25%[変動金利]、年10.0%～14.5%[固定金利]■ご返済方法／元利均等毎月返済(お借入額の50%を限度として6か月毎のボーナス返済も可能です。)■ご返済日／毎月7日(休業日の場合は翌営業日)■担保・保証人／不要■手数料／全部繰上返済5,500円、一部繰上返済5,500円、返済条件変更5,500円

*店頭またはホームページでご返済額を試算いただけます。*金利は金融情勢により変更となる場合があります。*お申込時ではなく、お借入時の金利が適用となります。*審査の結果、ご融資できない場合がございます。



●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

 **けんしん BANK**
THE NAGANO-KEN SHINKUMI BANK

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2026

5

No.594

2 **特集**
令和8年度長野県中小企業
融資制度について

8 **中央会インフォメーション**

9 **生産性革命と挑戦**
中外印刷株式会社（長野市）

10 **ぶらり信州再発見**
浅間温泉旅館協同組合（松本市）

11 **わが社の経営戦略**
明和工業株式会社（飯田市）

12 **組合運営の実務手帖**
総会議事録の作成について



〈表紙写真紹介〉 御殿山から望む北アルプスと松本市街

浅間温泉森林トレッキングコースとして整備されており、御殿山登山口から約30分登った展望台からは、松本平全景と北アルプスを広く見渡すことができる屈指のビュースポットとなっています。トレッキング後は、浅間温泉でぜひ疲れを癒してみたいかがでしょうか。

特集

令和8年度

長野県中小企業融資制度について (抜粋)

長野県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さまが安定した経営を行えるよう応援します。

令和8年度 長野県中小企業融資制度一覧

資金名	資金の詳細	貸付対象者	資金用途
中小企業振興資金 (スピーディー資金)	一般枠	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備 運転
	短期継続融資枠	恒常的に必要な運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常的に必要な運転資金(正常運転資金) = 「売上債権+棚卸資産-買入債務」 ◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換継続申込が可能な資金	運転
	協調支援枠 新設	協調支援型特別保証を利用する方であって、下記のいずれかに該当する方 ア. 本資金の実行と原則同時に、本資金の融資額の1割以上のプロパー融資を受ける方 イ. 申込金融機関の支援を受けつつ、経営行動計画の策定、計画実行及び進捗報告を行う方	設備 運転
	経営者保証不要枠	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用する方	設備 運転
	しあわせ信州創造枠	上記4枠を利用する方で、次のいずれかの制度の認証等を受けた方 ◇「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ◇「消防団協力事業所表示制度」認定 ◇「健康経営優良法人認定制度」認定 ◇「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録 ◇「業務改善助成金」の支給決定 ◇「子育てパスポート事業」への協賛、「こどもまんなか応援サポーター」宣言、「ながの子育て応援企業同盟」への加盟	
	創業枠	創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証(以下、SSS保証)を利用する方	設備 運転
小規模企業発展資金	成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者(※)の方で小口零細企業保証を利用する方 ※小規模企業者：従業員が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業	設備 運転	
経営健全化支援資金	経営安定対策	ア. セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方 イ. 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 (ア) 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が前年同月に比べ5%以上減少 (イ) 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少	設備 運転
	特別経営安定対策	ア. セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方 イ. 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方 ウ. 危機関連保証を利用する方 エ. 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 (ア) 急激な為替相場の変動の影響による経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 (イ) 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 (ウ) 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ15%以上減少	
	防災・災害対策	ア. 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 イ. 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 ウ. 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 エ. 事業継続計画(BCP)を策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	設備 運転
		オ. 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた方	設備 運転
	物価高対策	ア. 急激な物価高の影響を受け、最近3か月の売上高が前年同期に比べ8%以上減少している方 イ. 急激な物価高の影響を受け、最近3か月の収益性※が前年同期に比べ5%以上減少している方 ※ 収益性 = 売上高営業利益率(営業利益 ÷ 売上高)	設備 運転
	関税対策	米国関税措置の影響を受け、最近2か月の売上高が前年同期に比べ8%以上減少しており、かつその後1か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて8%以上減少すると見込まれる方	設備 運転
新型コロナ借換向け	経営力強化保証を利用する方であって、セーフティネット保証5号の認定を受けて既往の新型コロナウィルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える方	設備 運転	

※この掲載内容は、令和8年4月1日現在の長野県中小企業融資制度を抜粋して掲載しております。詳細につきましては、本会指導員又は長野県産業労働部経営・創業支援課までお問い合わせください。なお、最新の内容は県ホームページ等でもご確認いただけます。

長野県産業労働部 経営・創業支援課
(長野県庁5階 TEL026-235-7200)

※事業者選択型制度とは…「事業者選択型経営者保証非提供制度」と「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の総称であり、一定の要件を満たす法人が保証料を上乘せすることで経営者保証を外すことができる制度。信用保証料率欄の「事業者選択型制度」は前者の制度を指す。

貸付限度	貸付期間上限 ()内は土地・建物	貸付利率 (年率)	信用保証料率 ※自己負担分	資金のポイント
1億円	10年(20年) 〈据置1年〉	2.4%	2.65%以内 (全額自己負担)	◇スピーディーな調達が可能 ◇既存県制度融資の借換が可能
5,000万円	7年[借換10年] 〈据置6か月〉〈借換は据置1年〉	1年以内2.1%		
3,000万円	1年	2.1%		
1億円	10年〈据置3年〉	2.0%	貸付対象者のうち ア 1.72%以内 イ 1.88%以内	◇保証付き融資全般の借換が可能 ◇運転資金であっても10年間の貸付期間を設定可能
5,000万円	10年〈据置1年〉			
設備・運転の合計で 1億6,000万円 [一般保証、経営安定関連保証(4・5号)の合算]	10年〈据置1年〉	2.4%	2.3%以内	◇担保・保証人不要(一定の要件が必要) ◇既存県制度融資の借換が可能
	7年[借換10年] 〈据置6か月〉〈借換は据置1年〉	1年以内2.1%		
左記の認証等を受けた方は、中小企業振興資金の「一般枠」、「短期継続融資枠」、「協調支援枠」、「経営者保証不要枠」の貸付利率が▲0.2%				◇各認証等を取得している企業は貸付利率を引下げ
設備・運転の合計で 3,500万円	10年 〈据置1年〉〈SSS保証利用時3年 の場合有〉	1.2%	1.0%以内 (全額自己負担)	◇迅速な資金調達が必要な創業者を支援 ◇創業関連保証、SSS保証のみ対象 ◇信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で、最大 5,500万円が貸付限度 ◇SSS保証、創業関連保証を利用した県の制度融資に限り 借換が可能
	7年 〈据置1年〉〈SSS保証利用時3年 の場合有〉			
設備・運転の合計で 2,000万円	10年 〈据置1年〉	2.2%	0.44%以内 ※事業者選択型 制度利用時 1.325%以内	◇小口零細企業保証の対象者が利用可能 ◇設備・運転合算で2,000万円まで利用可能(申込 金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内) ◇既存県制度融資のうち創業支援向け、小規模企業 向けの借換が可能(借換後も保証料補給あり)
	7年[借換7年] 〈据置6か月〉〈借換は据置1年〉			
6,000万円	10年 〈据置1年〉	2.2%	0.44%以内 ※事業者選択型 制度利用時 1.325%以内	◇経済の変動等の影響により経営環境が悪化し ている方などが利用可能 ◇信用保証料の自己負担無し(セーフティネット保証、 危機関連保証等の場合※事業者選択型制度利用時を除く) ◇保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能 (借換後も保証料補給あり) ◇危機関連保証を利用する方の利率を優遇(1.4%) ◇経済変動等の「最近3か月」とは、4月申込みの場合、 1~3月、12~2月、11~1月のうち、試算表等で売上 高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする
8,000万円		1.9% 貸付対象者ウ は1.6%		
1億5,000万円	10年(15年) 〈据置2年〉	2.2%	0.44%以内 ※事業者選択型 制度利用時 1.325%以内 セーフティネット 保証等利用の場合 自己負担無し ※事業者選択型 制度利用時 0.42%以内	◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象 ◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに 伴う据付は貸付対象外 ◇貸付対象者ウの方は、施設の新築増築に伴うものは貸 付対象外 ◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、 設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために 必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる
3,000万円	7年 〈据置1年〉			
6,000万円	10年(15年) 〈据置2年〉			
8,000万円	7年 〈据置2年〉			
6,000万円	10年 〈据置2年〉	原則 1.4%	0.44%以内 ※事業者選択型 制度利用時 1.325%以内	◇物価高の影響により経営環境が悪化している方が 利用可能(借換での利用は不可) ◇貸付利率は以下のとおり、2段階 対象者アのうち、売上高減少率8~15%未満の方:1.4% 対象者アのうち、売上高減少率15%以上の方、及び対象者イ の方:1.3%
8,000万円	7年 〈据置2年〉	一部 1.3%		
6,000万円	10年 〈据置2年〉	原則 1.4%	0.44%以内 ※事業者選択型 制度利用時 1.325%以内	◇関税の影響により経営環境が悪化している方が 利用可能(借換での利用は不可) ◇貸付利率は以下のとおり、2段階 貸付対象者アのうち、売上高減少率8~15%未満の方:1.4% 貸付対象者アのうち、売上高減少率15%以上の方:1.3%
8,000万円	7年 〈据置2年〉	一部 1.3%		
設備・運転の合計で 1億円	10年 〈据置1年〉	1.7%	0.32%以内 ※事業者選択型 制度利用時 0.73%以内	◇既往の新型コロナウイルス感染症関連保証の 借換が可能 ◇スピーディーな調達が可能

特集 令和8年度 長野県中小企業融資制度について

資金名		資金の特徴	貸付対象者	資金用途
信州 創生 推進 資金	創業支援向け		ア. 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 イ. 創業した日から5年未満である方 ウ. 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 エ. SSS保証を利用する方 オ. 上記ア～エのいずれかに該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む方もしくは営もうとする方	設備
			運転	
	事業承継向け		ア. 他者が営む事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする方 イ. 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 ウ. 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 エ. 「事業承継」を行うようとする方または「事業承継」を行ってから5年未満であって当該事業の拡大を図ろうとする方 オ. 事業承継特別保証を利用する方	設備
			運転	
	成長支援向け 新設		ア. モニタリング強化型特別保証制度を利用し、認定経営革新等支援機関と連携し、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出する方	設備
			イ. 上記ア.に該当し、かつ、売上高10億円突破支援プロジェクト（以下、PJ）における「成長志向企業宣言」を策定し、県に提出している方	運転
			設備	
			運転	
	省力化投資向け 拡充		ア. 中小企業省力化投資補助金、業務改善助成金、質上げ環境整備促進補助金（基本型）又はデジタル化・AI導入補助金の交付決定を受けて設備導入等を行うようとする方 イ. 先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行うようとする方 ウ. AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行うようとする方又はAI・IoT・ロボットを用いた設備等を導入し生産性向上を図ろうとする方 エ. 物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする方	設備
			運転	
	事業展開向け		ア. 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行うようとする方 イ. 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方 ウ. 中小企業新事業進出補助金の交付決定を受けて、設備導入等を行うようとする方	設備
			運転	
IT産業向け		日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営み当該事業の発展や拡大を目指す方	設備	
		運転		
地域活性化向け		ア. 商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方 イ. 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 ウ. 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方 エ. 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行うようとする方 オ. 「からだに優しい食品」（機能性表示食品など）を製造する方	設備	
		運転		
企業立地向け		ア. 工業団地に工場等の新設又は移転等を行うようとする方 イ. ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行うようとする方	設備	
		イのみ		
		ウ. 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 エ. 県外から県内に本社機能の移転を行うようとする方	設備	
		運転		
ゼロカーボン・次世代産業向け 拡充		ア. 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 イ. 節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行うようとする方 エ. 省エネルギー投資促進事業費補助金又はエネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）促進コースの交付決定を受けて、設備導入等を行うようとする方	設備	
		ウ. 上記アのうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組む方（太陽光発電を除く）	設備	
		設備		
		運転		
サ ポ ー ト 改 善 資 金	通常型		経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備
	再生支援強化型		経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用する方	運転

貸付限度	貸付期間上限 () 内は土地・建物	貸付利率 (年率)	信用保証料率※ 自己負担分	資金のポイント
3,500万円	10年 〈据置1年〉 〈SSS保証利用時3年の場合有〉	1.2%	貸付対象者 オ、イノベ ティブ枠に該 当する方は 1.1%	◇創業後5年未満の方も貸付対象 ◇創業関連保証を利用し、貸付期間が同一の場合に限り 運転・設備の一括申込が可能。 ◇中小企業振興資金（創業枠）との合計で5,500万円が 貸付限度 ◇貸付対象者オ、イノベティブ枠(6P参照)は利率優遇 (1.1%) ◇SSS保証を利用する場合は経営者保証不要であり、かつ、 創業関連保証を利用した保証料補給金が交付されている県の 制度融資に限り借換が可能
2,000万円	7年 〈据置1年〉 〈SSS保証利用時3年の場合有〉			
1億5,000万円	10年(15年※オは10年) 〈据置1年〉	1.2%		◇貸付対象者ウのうち 経営承継借換関連保証を利用 する方 、又は貸付対象者オの 事業承継特別保証を 利用する方 に限り、 保証付き融資の借換が可能 ◇事業承継後5年未満の方や経営承継円滑化法に基づく認定 を受けた方(中小企業者の新代表者等)も対象
3,000万円 [借換8,000万円]	7年[借換10年] 〈据置1年〉			
設備・運転の合計で 5,000万円	10年 〈設備 据置3年〉 〈運転 据置1年〉 ※貸付対象者ア、イ共通	1.7%	貸付対象者イ は1.2%	◇スピーディーな調達が可能 ◇PJに参加し「成長志向企業宣言」を提出した方は、保証料 自己負担なし(事業者選択型制度利用時を除く) ◇貸付対象者アに限り、保証料補給のある既存県制度融資の 借換が可能
2億8,000万円				
5,000万円				
1億5,000万円	10年(15年) 〈据置1年〉	1.3%	(ただし成長支援向 けの貸付対象者アは 0.475%以内 事業者選択型 制度利用時 0.925%以内)	◇ 先端設備等導入計画 の認定を受けた方は、当該計画の 添付により、事業計画書の添付を省略可能 ◇生産性向上を目的とした省力化設備等導入の前向きな 取組を支援
3,000万円	7年 〈据置1年〉			
1億5,000万円	10年(15年) 〈据置1年〉	1.4%	創業関連保証 SSS保証 先端設備等 導入関連保証 経営革新関連保証 経営力向上関連保証 等の利用の場合や、 成長支援向けのPJ参 加者、ゼロカーボン 向けの一部対象者は 自己負担無し	◇ 経営革新計画 の承認、 経営力向上計画 の認定を受け た方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省 略可能 ◇新商品の開発、事業の多角化など生産性向上を目的とした 事業展開等の前向きな取組を支援
3,000万円	7年 〈据置1年〉			
1億5,000万円	10年(15年)〈据置1年〉	1.3%	※事業者選択型 制度利用時 0.42%以内	◇「 信州ITバレー構想 」の実現に向け、 IT産業関連 の事業者 を支援
5,000万円	7年〈据置1年〉			
1億5,000万円	10年(15年) 〈据置1年〉	2.0%	(ただし成長支援向 けのPJ参加者のう ち、事業者選択型 制度利用時 0.45%以内)	◇ 宿泊施設のリニューアル や 観光需要 に対応した 環境整備 (Wi-Fi環境整備等)を行う方も貸付対象 ◇「 からだに優しい食品 」を製造する方の利率を優遇 (1.7%) ◇貸付対象者エの方は、施設の新築に伴うものは対象外
3,000万円	7年 〈据置1年〉			
2億8,000万円	15年〈据置3年〉	1.7%		◇ 工業団地へ新設・移転・設備導入等 を推進 ◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、 原則1年以内に建物の工事に着工すること ※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めが ある場合は、その期間内に建物の工事に着工、操業を すること
5,000万円	7年 〈据置1年〉			
1億5,000万円	10年(15年) 〈据置2年〉			
3,000万円	7年〈据置1年〉			
1億円	10年(15年) 〈据置2年〉	1.6%	ゼロカーボン に限り1.3%	◇二酸化炭素排出量を減少させる製品の製造や石油由来製 品からの転換等、 ゼロカーボンに向けた取組 を支援 ◇貸付対象者アの事業転換又は新規参入後間もない方 とは、進出後5年未満の方 ◇ 再生可能エネルギー産業(太陽光除く) に取り組 む方、 航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業 に係る製品を製造する方は進出後5年以降でも利用可能 ◇エネルギーコスト削減促進ツールを活用して設備投資を 行う場合、信用保証料補助拡大(貸付対象者イに限る)
3,000万円	7年〈据置1年〉			
1億5,000万円	15年(18年) 〈据置5年〉			
5,000万円	12年 〈据置5年〉			
設備・運転の合計で 1億5,000万円 ※通常型と再生支援強化 型の合計で2億8,000万 円	15年 〈据置1年〉	1.7%	自己負担無し ※事業者選択型 制度利用時 0.42%以内	◇ 事業再生計画の実施に必要な資金 が貸付対象 ◇ 信用保証料の自己負担無し (事業者選択型制度利用時を除く) ◇通常型は既存県制度融資の借換が可能 ◇再生支援強化型は信用保証付き融資の借換が可能 ◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある
	15年 〈据置3年〉			

長野県中小企業融資制度の貸付対象者の詳細内容

【1】信州創生推進資金（創業支援向け）

■「イノベーティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける方」とは次のいずれかに該当する方

- 1 信州アクセラレーションプログラムの支援対象事業者
- 2 信州ベンチャーコンテスト及び信州ベンチャーサミットのプレゼンテーション発表者
- 3 地域課題解決型創業支援事業（ソーシャル・ビジネス創業支援金）の支援対象事業者
- 4 長野県創業支援センターの支援対象事業者
- 5 エンジェル税制の対象企業
- 6 信州スタートアップ・承継支援ファンドの投資対象企業
- 7 信州スタートアップ・承継支援2号ファンドの投資対象企業

【2】信州創生推進資金（事業承継向け）

■「経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方」とは次のいずれかに該当する方

- 1 経営承継円滑化法第13条第1項の規定による経営承継関連保証を利用する方
- 2 経営承継円滑化法第13条第2項の規定による特定経営承継関連保証を利用する方
- 3 経営承継円滑化法第13条第3項及び同条第4項の規定による経営承継準備関連保証を利用する方
- 4 経営承継円滑化法第13条第5項の規定による特定経営承継準備関連保証を利用する方
- 5 経営承継円滑化法第13条第6項の規定による経営承継借換関連保証を利用する方

【3】信州創生推進資金（省力化投資向け）

■「AI・IoT・ロボットを用いた設備導入」とは次のいずれかをいう

対象設備等	設備例
A I	人間の使う言語の理解やデータ・経験から論理的な推論、学習を行うプログラムやソフトウェア
I o T	複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して ①監視、②保守、③制御、④分析のうち、いずれか1つ以上を行うもの
ロボット	人の代わりに何らかの複数の作業工程を自動的かつ連続的に行う機械装置。また、手動操作であってもパワードスーツやドローン、乗り物全般の自動操縦技術はロボットに含まれる
その他	長野県デジタル化一貫支援サイトの「ソリューション一覧」に掲載のITツール等

【4】信州創生推進資金（事業展開向け）

■「新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする方」とは次のいずれかに該当する方

- 1 中小企業等経営強化法の認定事業者（経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定を受けた方）
- 2 新たな研究開発、事業展開による技術・製品・サービス等が、機能、用途、性能等（サービス等にあつては、内容、手段、効率性等）において、従来にない特徴を有し、当該事業の属する業界又は財・サービスを供給する市場等における新しい活動を誘引する等先導的な役割を果たすと見込まれるもの

■「事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方」とは次の全てに該当する方

- 1 現在の事業と日本標準産業分類の細分類（4ケタ分類）において、異なる分類に属すること。
ただし、同一の分類に属する場合は、商品の機能、性能及びサービス等の大幅な改善を行い市場の多角化等を行う場合に限るものであること
- 2 新たな事業分野は進出後の全事業活動のおおむね20%以上を占めるものであること（事業活動の割合の算定は、生産額、取引額又は付加価値額による） ※付加価値額＝人件費＋減価償却費＋営業損益
- 3 新たな事業分野は将来の発展が確実に見込め、また、当該事業分野の経営ノウハウ等を十分保有できると見込めるものであること
- 4 下請事業者にあつては、親事業者からの単なる発注品目の変更によるものでないこと

【5】信州創生推進資金（地域活性化向け）

■「観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方」とは、次の1～3いずれかの整備を行おうとする方

- 1 下表に掲げる観光施設の整備

対象施設	施設例
スポーツ施設	スキー場、グラウンド、体育館、テニスコート、プール等
温泉施設	天然温泉浴場等
文化施設	クラフト施設、物産館等
その他の施設	観光施設として認められたもの

- 2 宿泊施設の整備
- 3 観光需要に対応するための環境整備（Wi-Fi環境の整備、キャッシュレス決済機能導入、外国語表示看板等の多言語受入環境整備等）

■「県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方」とは、次のいずれかの製品を製造しようとする方

- | | | | | | | | | |
|----------|----------|-----------|--------|-------------------|--------|---------|-------|---------------------|
| 1 寒天 | 2 水産加工品 | 3 野菜果実瓶缶詰 | 4 漬物 | 5 味噌 | 6 醤油 | 7 和菓子 | 8 ワイン | 9 清酒 |
| 10 地ビール | 11 そば | 12 凍豆腐 | 13 生糸 | 14 信州紬 | 15 染色 | 16 和紙 | 17 水引 | 18 竹・籐・杞柳・わら・あけび蔓細工 |
| 19 家具 | 20 仏壇・神具 | 21 木彫品 | 22 ギター | 23 漆器 | 24 スキー | 25 木工芸品 | 26 瓦 | 27 焼物 |
| 28 石材加工品 | 29 信州鋸 | 30 打刃物 | 31 煙火 | 32 その他知事が適当と認めるもの | | | | |

■「障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方」とは、次のいずれかの設備、また、これらと併せた建物の整備をする方（新築時に設置する場合は対象外）

対象施設	傾斜路、自動ドア、障害者等の利用に配慮したトイレ、障害者等の利用に配慮したエレベーター
------	---

【6】信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）

■「節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方」とは、次のいずれかの設備の設置、改造又は修理を行おうとする方

- | |
|---|
| 1 省エネルギー型照明設備（LED照明への切り替え、照明反射板の設置に限る） |
| 2 エネルギーの使用の合理化に資する施設（信用保険法施行規則別表第二の一に掲げるエネルギー対策保証の対象となる120施設） |
| 3 非化石エネルギーを使用する施設（上記別表第二の二に掲げるエネルギー対策保証の対象となる7施設） |
| 4 遮熱・断熱設備（屋根、外壁、窓等の遮熱又は断熱性能の向上に資する設備の設置及び改修） |

【7】経営改善サポート資金

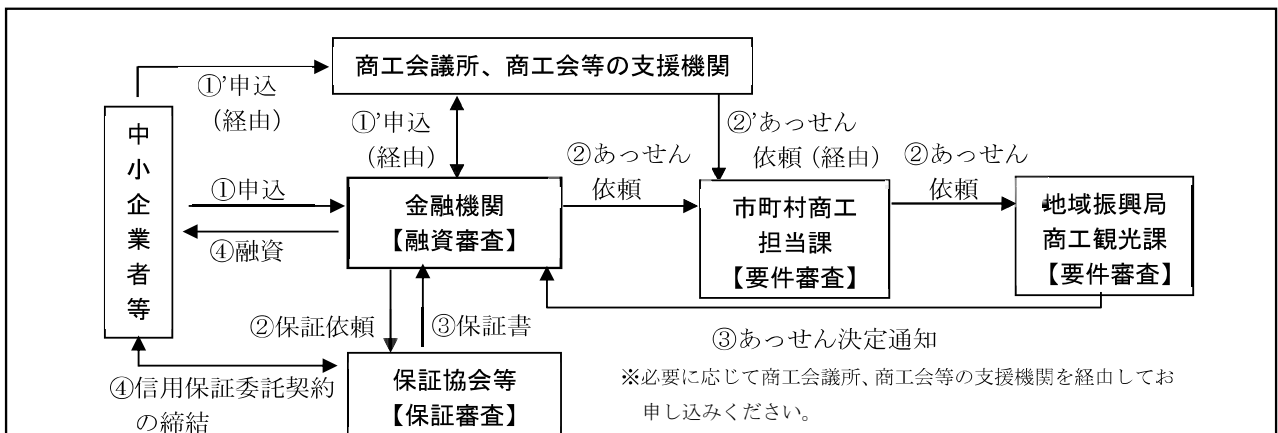
■「経営サポート会議等による検討や認定支援機関の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方等で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型含む）を利用する方」とは、次に例示する計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方

- | |
|--|
| 1 認定支援機関（中小企業活性化協議会等）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
※認定経営革新等支援機関（認定された税理士や金融機関）とは異なります |
| 2 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
※その他の貸付対象者については、地域振興局商工観光課までお問合せください。 |

中小企業融資の県のあっせんまでのスケジュール

【1】制度融資の申込みの流れ（県があっせんし、県及び市町村が保証料補給を行う資金）

①から②までの審査期間に加え、③までの審査に要する標準的な取扱日数は**10営業日程度**です。
商工会議所、商工会を通して申込みすることもできますが、申込日は金融機関へ提出した日となります。
申込書類に不備がある場合、上記以上に時間を要したりするため、書類の添付漏れや記入漏れに十分ご注意ください。なお、添付書類や書類の記入方法について、不明な点がある場合はあらかじめ地域振興局商工観光課までお問合せください。



- (注1) 書類不備を揃える時間及び申込内容に疑義があり、調査を行う時間は除きます。
- (注2) 信州創生推進資金（創業支援向け）や経営改善サポート資金等、計画の精査に時間を要する資金は、10営業日以上要することがあります。
- (注3) 申込が集中する時期（特に6、9、12、3月）は10営業日以上要することがあります。取扱日数の目安については、申込先の地域振興局商工観光課までお問合せください。

令和8年度の職員紹介

本会の職員をご紹介します。会員の皆様、本年度もよろしくお願いたします。

専務理事 井出 康弘

理事・事務局長兼総務部長 鈴木 幸一

総務部

総務課 課長 井浦奈津江
主査 林 夏子
主査 白田 有紀

東信事務所

所長 松田 基弥
副所長 新開 裕紀
主査 緩詰 和恵
主事 金井 尚

連携支援部

部長 重野 崇
支援課 参事 宮尾久美子
主査 荒川 歩美
主事 増田 克将
主事 小澤 史弥
主事 鈴木 湧斗 (新規採用)

中信事務所

所長 梨田 貴之
副所長 丸山 祥司
主査 赤木 祐子
主事 新井 一樹
主事 児野 帆純 (新規採用)

連携開発部

部長 小池 昭雄
開発課 課長 細田 拓也
参事 緩詰 哲男
主査 宮崎裕美子
主査 戸谷 隆広
主事 保坂 慶太
主事 小林 周平 (新規採用)

南信事務所

所長 楯 直之
主査 保尊 悟史
主事 竹内 万結
主事 上條 隼輔

協同組合長野県商工振興会

専務理事 井出 康弘
課長 桐山みどり
パート職員 小沢 陽子

ものづくり事業推進部

本部
部長 細田 拓也
参事・サポーター 畑山 佳久
サポーター 塩入 健一
サポーター 藤澤 真一
サポーター 中村 和利
サポーター 鈴木 義人
パート職員 翁 奈津実
パート職員 小沢 陽子

南信事務所

サポーター 柳澤 道夫
サポーター 渡邊 敏夫
サポーター 両角 真澄
サポーター 飯田 忠男
パート職員 宮坂佐保里

中小企業省力化事業

長野事務所
部長 重野 崇
参事 宮尾久美子
推進員 山崎 達夫
推進員 増山 清
推進員 小澤美恵子
推進員 金井 武男
推進員 竹内 文男
推進員 巢山 千穂

南信事務所

参事・推進員 瀬戸口俊二
推進員 清水 敏彦
推進員 保坂 悦夫
推進員 小酒井さおり

令和8年5月1日現在

生産性革命と挑戦

「紙積み作業」の重労働から解放し、印刷機を安定稼働させることで生産性向上を実現

重労働から解放し生産性向上を実現

印刷業の2024（令和6）年の出荷額は、1991（平成3）年のピーク時（約8.9兆円）から約半分（4.6兆円）に減少。デジタル化やペーパーレス化などの影響がさらに続く中、人手不足なども重なり、省力化への設備投資や業務効率化の重要性がさらに高まっています。

商業印刷を主力とする中外印刷は、最新型のオフセット枚葉印刷機を設備（省エネ補助金を活用）。省エネと生産性向上を両立させるとともに、印刷オペレーターの作業の効率化も図っています。

さらに2024年には、中小企業省力化投資補助金を活用し、菊全判（636mm×939mm）までの印刷用紙の「紙積み作業」を1台で短時間に行える高積紙揃機「ミューパイルジョガー」を導入しました。

大きな印刷用紙を印刷機にセットする際に欠かせないのが、紙積み作業。ワンプ（大きな印刷用紙を包むクラフト紙）をむき、紙同士が密着しないように用紙をさばいてから、四方の角を揃えて積み上げる一連の作業です。すべて手作業で行うため時間と労力が必要。紙の不揃いや静電気の発生などにより、印刷途中に何度も機械が止まり、生産性も大きく落としていました。「ミューパイルジョガーは除電も行うので、高速で印刷機を回しても止まることなくになりました」と倉田英彦社長。

紙積み作業を同機1台で短時間に行い、印刷機を安定稼働させることで生産性向上を実現。重労働から解放し、新入社員や女性社員など誰でも担える作業になったことで、人手不足の解消にもつながりました。「かつては女性が印刷機を動かすことは考えられなかったが、今は大きな戦力です」。

積極的な設備投資は、同社が生き残りをかけて取り組む最大の挑戦。2026年度も省力化補助金を活用し、印刷物の精度向上と社員の作業負担を軽減するための設備投資を行う計画を進めています。



紙積み作業を短時間で完了



ミューパイルジョガーにワンプに包まれた用紙をセット

M&Aと事業譲渡に取り組む

同社は1959（昭和34）年、伝票の印刷事業で創業。1971年には「県内で3番目」となるフォーム印刷機を導入しました。連続帳票、複写伝票など、一定の型（フォーム）を持つ帳票を大量印刷する専用の印刷機。高い印刷精度と専門性が求められる印刷技術です。

帳票を大量に使用する一般企業や官公庁などはもちろん、同業社からも多く受注し、売上げの80%を占める主力事業に成長しました。その後、レーザープリンターの普及によりフォーム印刷が減少。同社は機を逃さずオフセット印刷へシフトし、現在売上げ比率80%と逆転しています。



フォーム印刷機と刷り上がった帳票類

一方で同社は、M&Aと事業譲渡にも

取り組んでいます。「たまたま声をかけていただいたのがきっかけで、数社と縁組みを果たしました。お互いがWin-Winになる関係づくりができればと思っています」と倉田社長。

人手不足、後継者難から事業継続が困難になる中小事業者も多い印刷業界。M&Aと事業譲渡は、印刷業としての生き残り戦略のひとつになっています。



最新型のオフセット枚葉印刷機

中小企業省力化投資補助金 4次採択企業

中外印刷株式会社

代表 代表取締役 倉田 英彦
創業 1959（昭和34）年4月
資本金 1,200万円

従業員数 40名
本社 長野市大字大豆島3893-10
TEL/FAX TEL.026-221-3883 FAX.026-221-3468

ぶらり 信州再発見

Vol. 2



浅間温泉旅館協同組合

今年度の新コーナーとして開始した「ぶらり信州再発見」。信州にはまだまだ知られていない魅力がたくさんあります。ぜひ、気になった温泉地へ足を運んでみてはいかがでしょうか。今回は、「松本の奥座敷」浅間温泉をご紹介します。

■浅間温泉の歴史



浅間温泉は1300年前の飛鳥時代、日本書紀に登場する「^{つかま}束間の湯」であったといわれています。平安時代には地元の豪族であった犬飼氏の名前を取り「犬飼の御湯」と称されていたようです。鎌倉時代の公式文書「吾妻鑑」の項に荘園として浅間社の名が記載されていますので、西暦1000年頃には浅間温泉と呼ばれ始めたのではないかと考えられています。地名の由来は諸説ありますが、万葉集に詠まれた「浅葉野」「麻葉の湯」が転訛して「浅間」になったという説が有力です。

江戸時代には、松本城の歴代城主の直轄地として管理されてきました。明治以降には多くの文人墨客が訪れ伊藤佐千夫・与謝野晶子の歌碑、荻原井泉水・上原三川の句碑、高橋玄一郎の詩碑が点在するとともに、日本画で有名な石井柏亭は長く滞在し、風景画など数多くの作品を残したといわれています。

大正13年から昭和39年まで松本駅より浅間温泉までチンチン電車（路面電車）が走っており、昭和の初め頃には百数十名の芸妓さんが活躍し温泉街がにぎわいました。

■温泉街の魅力

温泉街には足湯をはじめ飲泉所や古民家カフェ、老舗和菓子店など寄り道したくなるスポットが点在。松本名物の山賊焼き、信州そば、馬刺し、おやきなど名物を楽しめるお店も多くあります。また、懐かしい街並みや御射神社をはじめとした神社仏閣など歴史を感じる建物が多数あり、10体の道祖神も点在しています。また、御殿山の展望台からは北アルプスの壮大な眺めが楽しめます。

季節の行事も多く、年間を通して様々なイベントが開催されていますが、特に10月に行われる松明祭りは、浅間温泉に古くから伝わる奇祭で多くの見物客が訪れます。



■美人の湯

浅間温泉の泉質はpH 9のアルカリ性単純温泉で、胃腸病や神経痛、関節痛、美肌効果など様々な効果が見込めるとともに、飲泉できる無色無臭のお肌に優しい温泉です。特にやわらかな肌ざわりの湯は、湯上がりがしっとりすることから“美人の湯”ともいわれます。源泉は山際に7か所あり毎分1,500ℓの湧出量で、温度は季節によりますが50℃前後となっています。

組合では指定管理者として日帰り入浴施設である「ホットプラザ浅間」を運営しています。ホットプラザ浅間の外には足湯も併設されており、どなたでも気軽に浅間温泉の泉質を体験いただけます。温泉につかりながら、ぜひ「松本の奥座敷」として発展した浅間温泉の情緒をお楽しみください。

浅間温泉旅館協同組合 専務理事 木下 豊氏



わが社の経営戦略



Vol.49

明和工業株式会社

(飯田管工事業協同組合・組合員)

住環境設備の設計・施工ノウハウを活かし、空間除菌設備を独自開発。感染症対策設備として売り込みに努める。



水と空気をコントロールする

一般住宅やマンション、ビル、工場、病院まで、人が快適に暮らし働く環境になくなくてはならないのが、水と空気をコントロールする設備。人間に例えるなら「血管」です。

明和工業は、給排水・衛生、空調、防災など、住環境設備の設計・施工・管理・メンテナンスを手がける建築機械設備工事(管工事)会社。建物内外に液体や気体などを運ぶ管(パイプ)やダクトをつなげ、安全・安心で快適な住・労働環境を提供しています。

同社のある飯田市は、1947(昭和22)年4月に発生した「飯田大火」の復興事業のひとつとして下水道整備に着手。同社はそれに伴う給排水工事の担い手として1957年に創業し、1969年に現社名に変更しました。

「かつては給排水設備がメインでしたが、現在は空調設備やスプリンクラーといった防災設備のボリュームも大きくなっています」と北原市督社長。飯田・下伊那エリアを中心に、飯田市役所をはじめとする公共施設や病院、ビル、工場など、官民間問わず多くの設備工事に携わっています。

同社が提唱し市の標準設計仕様になっているのが、樹脂製給水管を熱で溶着してつなぐ工法。鉄管を金属



建築機械設備工事(飯田市役所)

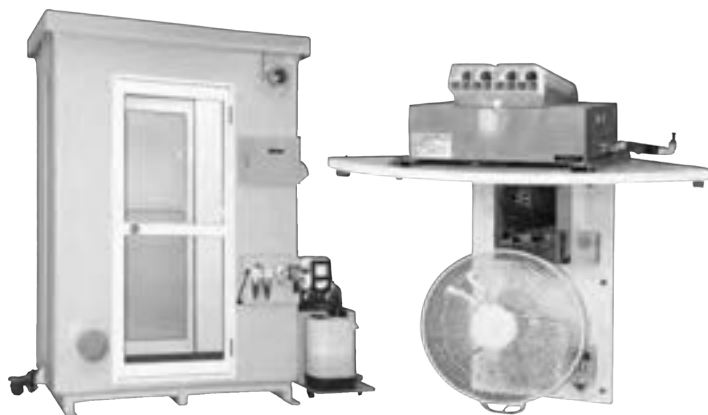
の継ぎ手でつなぐ工法が一般的ですが、北原社長は「さびの心配がなく、漏水などのトラブルも少なく耐久性がある」とメリットを強調します。

友だちに自慢できる会社

さらに同社はコロナ禍を機に、次亜塩素酸水溶液を噴霧し全身除菌する「霧竜<KiRi>」(特許取得)と空間に拡散する「空霧<KuMo>」による除菌設備を独自に開発。老人介護施設に導入され、入居者の感染症対策に効果を上げています。

「病院や宿泊施設、ライブ会場など人が多く集まる施設や、食品製造業、農畜産業の感染症対策としても売り込みを図りたい」と北原社長。専任の営業担当者を置き、積極的に展示会等でPRし拡販に努めています。

一方、同社が本業以外に力を入れるのが「FFC(For



全身除菌装置「霧竜(KiRi)」

空間除菌システム「空霧(KuMo)」

the Future of Children) 事業」。家庭で使わなくなった鍵盤ハーモニカや書籍・文具・遊具等を随時回収し、清掃・修理・消毒などをした後、学校や児童施設に寄贈しています。また毎年春と秋には「整備の日」を設け、一般ボランティアも参加して回収品の整備を行っています。

人手不足の中、人材の確保は大きな悩み。もっとも同社の事情は少々異なるようです。「若手社員が自分の友だちを誘って入社させるケースが多いんです」。

北原社長はその理由を、同社の給料ベースが比較的高いことに加え、「社内の風通しが良く、誰とでも気兼ねなく話せる風土があるから」と分析。さらに社員同士や協力会社とコミュニケーションを深める親睦会(飲み会)費用の会社持ち(一部社員負担)など、仕事がしやすい職場環境づくりもあげます。「友だちに自慢できる会社、とってくれているのかな」と喜びます。

ベテラン社員が忙しく、若手社員たちへの教育がなかなか行き届かないのが悩み、と北原社長。「熟練工の高い技術・技能をいかにつないでいくか。それが大きな課題です」。



北原市督代表取締役

代表取締役 北原 市督
創業 1957(昭和32)年7月
従業員数 30名
本社 飯田市本町2-5
TEL: 0265-24-6677 FAX: 0265-52-5004
事業内容 建築機械設備工事の設計、施工

5月中に通常総会を開催される組合が多くあるかと思います。議事録は組合の定款に沿って作成されるものです。今回は全国中央会が推奨している令和6年3月に改正された定款参考例に即した議事録の内容についてご紹介します。議事録は、組合の定款に沿って作成されるものですので、一例としてご覧ください。

なお、議事録作成等についてご不明な点がございましたら、本会指導員へご相談ください。

○事業協同組合 定款参考例(抜粋)

(総会の議事録)

第48条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1)招集年月日
- (2)開催日時及び場所
- (3)理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4)組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5)出席理事の氏名
- (6)出席監事の氏名
- (7)議長の氏名
- (8)議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9)議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
- (10)監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11)監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

定款参考例に即した総会議事録は、次ページのようになります。また、作成する際には、以下の点にご留意ください。

- ※1 総会の開催案内を送付した日付を記載します。
- ※2 理事・監事は役員本人が出席した人数を記載します。
- ※3 出席者数は本人出席及び委任状等による議決権行使人数を記載します。
- ※4 監事の職務を会計に関するものに限定する組合の規定です。監事が意見を述べなかった場合は、省略が可能です。
- ※5 議事録の決算関係書類承認議案の中で監査報告について記載することで省略が可能です。

※この議事録は定款参考例に即して作成した一例です。

組合ごとの定款及び組合法の規定に則した議事録を作成してください。

【例】 総会議事録

1. 総会の種類 第〇〇回通常総会
 2. 招集年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※1
 3. 開催日時及び場所
 - (1)開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
 - (2)開催場所 〇〇市〇〇番地「〇〇〇〇 会議室」
 4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - 理事の数〇〇名 出席理事〇〇名(本人出席〇〇名) ※2
 - 監事の数〇〇名 出席監事〇〇名(本人出席〇〇名) ※2
 5. 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
組合員数〇〇名 出席者数〇〇名(本人出席〇名、委任状出席〇名) ※3
 6. 出席理事の氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
 7. 出席監事の氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇
 8. 議長の氏名 〇〇〇〇
 9. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 〇〇〇〇
 10. 議事の経過の要領及びその結果
定刻に至り司会者〇〇〇〇開会を宣し、本日の通常総会は出席組合員が法定数を満たしたので有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇が議長に選任された。
続いて議長より挨拶の後、議案の審議に入った。
第1号議案 令和〇〇年度事業報告及び決算関係書類承認の件
議長は、〇〇〇〇に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。
第2号議案 令和〇〇年度事業計画並びに収支予算決定の件
議長は、〇〇〇〇に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく可決決定した。
第3号議案 〇〇〇〇〇〇の件
・・・
 11. 監事が総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要 ※4
 12. 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要 ※5
- 以上をもって第〇〇回通常総会の議案全部の審議を議了したので、閉会を宣し解散した。
時に〇〇時〇〇分

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇組合

令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み

労働者への周知と、事後の迅速・適切な対応がカギ！ 下線部分はカスタマーハラスメント対策独自の措置です！

事業主の方針等の明確化、労働者への周知・啓発

- ①カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
→①の方針を店内にポスター等で掲示し、顧客へ周知することも有効！
- ②カスハラの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を、労働者に周知する

相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
※相談に対応する担当者として労働者の上司にあたる管理監督者等を定めることも考えられます。
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする
※相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮する
※現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、カスハラに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにする
→放置することで就業環境が悪化することを防ぐことが重要！

事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
 - ・管理監督者等がその場で事実関係を確認したり、相談窓口の担当者、関係部門又は専門の委員会等が、相談者から事実関係を確認したりします。
 - ※行為者が他社の労働者の場合は、必要に応じて、他の事業主に事実関係の確認への協力を求めることも含まれます。
- ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
 - ・管理監督者等が被害者に代わって対応したり、被害者と行為者を引き離したりします。
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる
 - ・あらためて①の方針や②の対処の内容を周知したり、カスハラの原因・背景となった商品・サービス・接客等の問題がある場合にはその改善を図ります。

対応の実効性を確保するために必要なカスハラを抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

併せて講ずべき措置

- ⑨相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する。
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知する。

お問い合わせは、長野労働局雇用環境・均等室 TEL.026-227-0125

経営者保証を不要とする保証の取扱いのご案内

- 金融機関から会社が融資を受ける際、経営者が連帯保証人となることを経営者保証といいます
- 信用保証協会では、下記のいずれかに該当する場合、この経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来ます

経営者保証ガイドライン3類型

金融機関連携型	担保充足型	財務要件型無保証人保証制度
<ul style="list-style-type: none"> ・申込金融機関において、担保及び保証人による保全が無いプロパー融資残高がある ・一定の財務要件を満たしている 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人または経営者の不動産の担保提供により、十分な保全が図られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近決算期において（金融機関連携型より厳格な）一定の財務要件を満たしている

金融機関連携推進保証「TAG(タッグ)」

利用要件	「金融機関連携型」の要件を満たす方		
保証限度額	8,000万円	保証料率	年率0.30%~1.75% ※通常より0.15%割引
保証期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） （既往借入金の借換資金は10年以内） 設備資金 15年以内（据置1年以内）		

財務要件型無保証人特別保証「けんぜん」

利用要件	「財務要件型無保証人保証制度」の要件を満たす方		
保証限度額	2億8,000万円	保証料率	年率0.30%~1.75% ※通常より0.15%割引
保証期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置1年以内）		

上記のほかにも、保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする「事業者選択型経営者保証非提供制度」や、その他経営者保証を不要とする保証制度の取扱いもあります。詳細については、最寄りの各営業店窓口までお問い合わせください。



ホームページ：<https://www.nagano-cgc.or.jp>
E-mail：hosyo@nagano-cgc.or.jp
電話相談窓口：0120-34-7680(企業支援部)

傷害共済

「業務上」・「業務外」を問わず
事故によるケガを補償します。

もちろん交通事故も補償します。まさか従業員が労災事故!そんなときでも、休日の事故でも、傷害共済なら安心です。
たとえば[B型]月額1,280円の掛金で、ケガによる入院1日6,000円。
また、大型補償の[K型][A型]もあります。

お申込みいただける方
(共済契約者)

加入資格は、長野県内で事業を営む中小企業(法人・個人事業主)の方です。なお組合への加入が必要です。組合加入には1事業所につき、1口100円の出資金が必要です。

補償の対象となる方
(被共済者)

法人企業/役員および従業員
個人企業/事業主および従業員ならびに事業主と生計を一にする親族
健康でかつ正常に就業し、または、健康で正常な日常生活を営んでいる、満4歳から74歳までの方です。
74歳までにご加入いただいた方は満85歳まで継続できます。

長野県福祉共済協同組合

ハローキョーサイ
0120-86-9431
長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階
受付時間：月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(祝祭日除く)

健康で保険料がおトクに!



健診結果を出し、条件を満たせば、
保険料がお得になるかも!

※健康自慢(健康体料率(特約用))を付加できる保険は、大樹セレクト(無配当保障セレクト保険)です。健康自慢の付加にあたっては、所定の要件があります。
※ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」をご覧ください。

大樹生命保険株式会社 松本支社 〒390-0811 長野県松本市中央 1-21-8 TEL:0263-34-3585 <https://www.taiju-life.co.jp/>
長野営業部 TEL:026-226-2820 松本営業部 TEL:0263-35-8519 飯田営業部 TEL:0265-24-4980 諏訪営業部 TEL:0266-52-1356
あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 東御営業部 TEL:0268-64-5413 佐久営業部 TEL:0267-62-0358 上田営業部 TEL:0268-24-2755

R-2024-1008(2024.10)

よりそう保険。
大樹 Taiju Select セレクト

無配当保障セレクト保険

健康診断などの結果をご提出いただき、付加条件を満たしている場合に、健康自慢を付加することで対象特約の保険料がお安くなります。

令和8年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会開催のお知らせ

日時 令和8年5月25日（月）午後2時

場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

- 第1号議案 令和7年度事業報告承認について
第2号議案 令和7年度収支決算並びに剰余金処分（案）承認について
— 監査報告 —
第3号議案 令和8年度事業計画（案）決定について
第4号議案 令和8年度収支予算（案）決定について
第5号議案 令和8年度会費賦課基準（案）決定について
第6号議案 常勤役員の報酬額の決定について
第7号議案 借入金残高の最高限度額の決定について
第8号議案 任期満了に伴う役員・総代選任について
第9号議案 その他特別に議する事項について
- 報告事項 顧問及び参与推戴報告について

※詳細につきましては、
後日お送りするご案内
をご覧ください。総代
の皆様にはぜひご
出席いただきますよ
うお願いいたします。

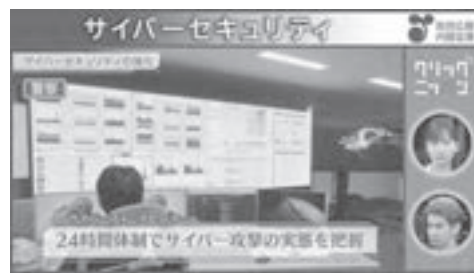
あなたに役立つ動画があります！

PCやスマホに警告画面が出て慌てないで！
「サポート詐欺」にご注意



<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg27221.html>

サイバーセキュリティ



<https://www.gov-online.go.jp/article/202507/tv-6049.html>

詳しくは、政府広報オンラインをご覧ください！



政府広報

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共

小企業
職金
積制度

「中退共」で
検索!

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2026

5

No.594

第594号 令和8年5月10日発行

発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

もっともっと、 できる商工中金へ。



もっと、お客さまのニーズに応えることができる。もっと、新しいことにチャレンジできる。
それぞれが個性を活かし、未来に向かって、もっともっと「できる商工中金」へ。

企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。  商工中金

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27

TEL:026-234-0145
TEL:0266-52-6600
TEL:0263-35-6211